

# 一人で悩まないで 相談しましょう

子育て、育ちや発達、しつけ、いじめなどの無料相談を専門の相談員がお受けしています。秘密は固く守りますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



## 各種相談、開催回数など

相談	回数・日時等	問い合わせ先
育児相談(身体計測あり)	月1回 ※日程は広報かめやまなどでご確認ください。 ※受付時間は、13:30~14:30です。 ※随時の電話相談も行っています。	長寿健康課 健康づくりグループ ☎84-3316
授乳相談	月1回 <b>要予約</b>	(羽若町545「あいあい」内) <b>B1</b>
ことばの個別相談	月2回 <b>要予約</b>	
児童精神科医による 医療相談	第4木曜日(午後) <b>要予約</b> ※時間は、予約時にご相談ください。	子ども未来課 子ども支援グループ ☎83-2425 ☎83-3715
療育手帳の相談と判定	第1月曜日 <b>要予約</b> ※時間は、予約時にご相談ください。 ※祝日により変更になる場合があります。	(羽若町545「あいあい」内) <b>B1</b>
子どもの育ち相談	火曜日、第1・2水曜日、第3・4金曜日 13:00~17:00 <b>要予約</b>	<b>「にじいろのーと」 をご利用ください</b> 発達支援の必要なお子さんが、切れ目のない支援を受けられるように、園や学校、サービス事業所などの各機関で、スムーズに情報を引継ぐためのサポートブックです。
児童虐待に関する相談	月~金曜日 8:30~17:15	
子ども・女性(DV等)相談		
医療的ケア児相談	月~金曜日 9:00~17:00	地域福祉課 障がい者支援グループ ☎84-3313
いじめ等の教育相談	月~金曜日 9:00~17:00	学校教育課 教育研究グループ ☎84-5077 (本丸町577 市役所西庁舎2階) <b>B3</b>
不登校		ふれあい教室 ☎82-6000 (若山町7-10 青少年研修センター内) <b>B2</b>
引きこもり・ニート	月~金曜日 8:30~17:15	青少年総合支援センター ☎82-6000 (若山町7-10 青少年研修センター内) <b>B2</b>

※相談日は、変更する場合がありますので、ご予約の際にご確認ください。  
※各相談とも年末年始(12/29~1/3)にあたる日は、休みです。

# 障がいのある子ども・家庭への支援

支援項目	対象	内容	問い合わせ先
心身障害者 医療費助成	身体障害者手帳4級以上、療育手帳B中度以上、またはIQ50以下、精神手帳1級で通院の方	受給資格を有する期間の医療費の自己負担分を助成します。	市民課 医療年金グループ ☎84-5005 <b>B3</b>
就学奨励費	学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に在籍する児童生徒の保護者または、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等	経済的負担能力の程度に応じて就学に必要な経費の一部を補助します。	教育総務課 施設・保健給食グループ ☎84-5073 <b>B3</b>
小集団指導 (こみけ)	通級指導教室(まなびの教室・きずきの教室・ことばの教室)、適応指導教室(ふれあい教室)に通う児童・生徒	対象となる児童・生徒の中から、コミュニケーションや社会性を育てる指導が必要な子どもに小集団の指導や保護者支援を行います(年8回程度)。	学校教育課 教育研究グループ ☎84-5077 <b>B3</b>
育成医療	手術等の治療により障がい軽減できると見込まれる、18歳未満の身体に障がいのある児童。	指定自立支援医療機関での対象疾患の治療について医療費を助成します(保険適用分のみ、自己負担あり)。	
特別児童扶養手当	20歳未満で中・重度の障がいを持つ児童を扶養している保護者	1級 月額 52,500円、2級 月額 34,970円 (4か月ごとに支給、所得制限あり)	
心身障害児童 福祉手当	身体障害者手帳3級以上、またはIQ50以下の障がいのある3歳以上20歳未満の児童を自宅で介助している保護者	月額 2,000円(半期ごとに支給)	
障害児福祉手当	著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童	月額 14,880円 (3か月ごとに支給、所得制限あり)	
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付	小児慢性特定疾患児	電気たん吸引器などの日常生活用具を給付します。	
補装具給付	身体障害者手帳等をお持ちの児童	身体上の障がい等を補うための用具(補装具)の交付および修理にかかる費用を支給します(支給される用具は、等級や障がい種別により異なります)。	地域福祉課 障がい者支援 グループ ☎84-3313 <b>B1</b>
介護給付・ 障害児通所給付	障害者総合支援法および児童福祉法の規定により支給決定を受けた障がいのある児童	障害者総合支援法に基づくサービス(居宅介護、短期入所)や児童福祉法に基づくサービス(児童発達支援、放課後等デイサービス)を提供します。	
地域活動支援事業	障害者総合支援法の規定により支給決定を受けた障がいのある児童	障がいのあるお子さんに長期休暇等、日中における活動の場を提供します。	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある子ども	社会参加を促進するため、外出時の円滑な移動を支援します。	
訪問入浴	市内在住で、自宅での入浴が困難な身体障がい児(肢体不自由1級)の方	対象者の家庭を訪問入浴車が訪問し、入浴の介助(看護師、または准看護師1人及び介護職員2人)を提供します。	
日常生活用具給付費	重度の障がい児	日常生活上の便宜を図るために特殊寝台や入浴補助用具などを給付します。	
あいあい「白鳥の湯」 無料入浴券支給	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、およびその介助をされている方(1人)	年間24回利用可能の、無料入浴券を交付します。※手続きはお問い合わせください。	地域福祉課 福祉総務グループ ☎84-3311 <b>B1</b>